

# カイゼン報告用紙

課等名

障害福祉課

受理番号

24-K010

標 題

重度障害者医療費助成対象者の自立支援医療(精神通院)の自己負担額の支払いについて

## 1 これまでのやり方(問題点)……何がどのように問題であったか具体的に

平成24年4月の改正により、精神障害1級(重度)の者も重度障害者医療費助成対象になりました。これにより、保険診療の一部負担金が窓口負担0円となります。しかし、自立支援医療(精神通院)受給者証を使用している場合、その分にかかる1割の自己負担額については、国保連合会等のシステム上、医療機関がレセプト請求で市へ請求することができません。そのため、本人が医療機関の窓口で支払いをして、その後市の窓口で償還払いの手続きをすることとなります。1級の在宅(入院していない)精神障害者は、毎月精神科への通院と調剤薬局の処方になされている者がほとんどで、また収入のない方が多く占めるため、償還払いされるとはいえ、負担が大きくなっていました。また毎月の手続きや振込に関する複雑さや不便が、重度で精神通院している方には心理的混乱の原因ともなっていました。

## 2 取組内容(改善内容)……実施(改善)した方法について具体的に

対象者が通院等している、医療機関・調剤薬局・訪問看護ステーションへ依頼し、協力していただける医療機関等に関しては、平成24年9月診療分より、本人が窓口負担して、その後市へ償還払いの手続きをしていただいていた自己負担額について、医療機関等から市へ直接請求していただくことにしました。これにより、本人の窓口負担がなくなり、償還払いの手続きも不要となりました。担当課でも、その窓口業務がなくなりました。

## 3 改善の効果……効果について数量等を具体的に

効果額  
(算定根拠)

時間の節減  
(算定根拠)

その他の効果

19医療機関のうち9か所、24調剤薬局のうち14か所、3訪問看護ステーションの全部が、直接請求に協力していただけるようになりました。  
対象者79名のうち、19名が医療機関・薬局・訪問看護ステーション全てで窓口負担がなくなり、償還払いの手続きが不要となりました。14名が医療機関・薬局・訪問看護ステーションいずれかで窓口負担がなくなりました。  
数としては僅かでも、重度の精神障害がある方なので、本人の負担が減ったことも、またそのような方の窓口業務には相手の気持ちに細心の注意が必要なためその業務が減ったことも、とても大きい効果です。